更別村ふるさとプラザ

（更別村ふるさと館・イベント広場・ファミリー広場・フラワーゾーン・バーベキューハウス）

指定管理者募集要項

地方自治法第２４４条の２及び更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、更別村公園設置条例、更別村ふるさと館管理条例及び管理に関する規則により、更別村ふるさとプラザを一括管理運営することができる指定管理者の指定にあたり、施設の管理運営と住民サービスの向上及び経費の節減について創意工夫のある提案を公募する。

１．指定管理者制度の趣旨

平成１５年６月に地方自治法の一部が改正され、「公の施設」の管理について、民間の能力を活用することにより住民サービスの向上と経費の節減を図るため指定管理者制度が導入されました。

この法律の改正により地方公共団体の出資法人や公共的団体に限らず、民間企業や各種法人、その他の団体も議会の議決を経て「公の施設」の管理を行う指定管理者となることができるようになりました。

２．施設の名称及び位置

（１）ア　名　　称:更別村ふるさとプラザ
　　イ　所 在 地:河西郡更別村字更別１８９番地１　ほか

（２）更別村ふるさとプラザは、下記に掲げる施設によって構成している。
　　更別村ふるさと館
　　イベント広場
　　ファミリー広場
　　フラワーゾーン
　　バーベキューハウス

３．管理運営業務の内容

（１）更別村公園設置条例第１０条、更別村ふるさと館管理条例第１２条に規定する業務内容となります。

（２）更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第９条により毎年５月３１日までに事業報告書を提出しなければなりません。なお、必要に応じて業務報告書を提出していただく場合があります。

（３）その他、更別村ふるさとプラザ指定管理業務仕様書のとおりです。

４．利用料金制度等の採用

（１）更別村公園設置条例第６条の２、更別村ふるさと館管理条例第１３条に掲げる指定管理者の業務により得た収益が、指定管理者の収入となります。

（２）その他、使用料については、更別村公園設置条例第６条の２、更別村ふるさと館管理条例第１３条において、料金の上限額を定めています。詳細については、更別村ふるさとプラザ指定管理業務仕様書のとおりです。

５．指定期間（予定　議決事項）

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までの５年間とする。

６．応募資格

（１）北海道内に事務所又は事業所を有する団体であること（法人格の有無は問いません）

（２）団体又はその代表者が次の事項に該当しないこと

ア　法律行為を行う能力を有しない者

イ　破産者で復権を得ない者

ウ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本村における一般競争入札の参加を制限されている者

エ　地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「自治法」という。）第２４４条の２第１１項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ　指定管理者の指定を管理の委託とみなし、自治法第９２条の２、第１４２条（同条を準用する場合を含む。）又は第１８０条の５第６項の規定に該当する者

カ　国税及び地方税を滞納している者

（３）施設の管理運営能力を有する者

７．応募書類

（１）指定申請書（別記第１号様式）

①定款及び各種会社規則又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人の場合）

②代表者の身分証明書、団体の会則及び構成員名簿（法人以外の団体の場合）

③申請資格に関する申立書（別記第２号様式）

④事業計画書（施設の管理に関する基本的考え方）（共通様式第１号）

⑤年度別事業計画書（共通様式第２号）

⑥人員配置計画書（共通様式第３号）

⑦管理を行う公の施設の収支計画書

ア　更別村ふるさとプラザ（様式第１号の１～３）

⑧当該団体の経営状況を説明する書類

ア　前事業年度の収支（損益）計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類

イ　現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類

⑨納税証明書（法人税・消費税・村税等）

８．応募受付方法

（１）受付期間

令和８年１０月９日（金）から令和８年１１月６日（金）までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。

（２）受付時間

午前８時３０分から午後５時１５分まで

（３）提出方法

持参又は郵送とする。

（４）提出先

１６.「問合せ先」と同じ

（５）提出部数

提出部数は１部とする。なお、提出書類の規格は、出来合いのパンフレット等を除きすべてＡ４版タテとする。

９．日　程

（１）応募者説明会

令和８年１０月８日（木）１０時～　更別村ふるさと館大会議室

（２）応募書類の提出期限

令和８年１１月６日（金）まで

（３）指定管理候補者の選定

令和８年１１月下旬を予定

（４）指定管理者の決定

令和８年１２月中旬を予定（更別村議会の議決により決定）

（５）その他

質疑については、１０月２７日（火）までに照会文書を、更別村総務課（財政契約係）へ提出してください。

10.候補者選定基準

指定管理者の選定は、以下の基準に基づき、申請書類等により指定管理者選定委員会において、指定管理者としての候補者を選定します。

（１）施設の設置目的を理解していること。

（２）住民の平等な利用が図られていること。

（３）利用者のニーズを把握し、柔軟に対応できること。

（４）適正かつ確実に維持管理を行う計画内容となっていること。

（５）施設の利用促進に向けて、具体的な方策等を有していること。

（６）安定した施設管理のできる物的、人的な規模や能力を有していること。

（７）この施設に類する施設等を、これまでに良好な管理運営を行った実績を有していること。又は、計画に沿った管理を行う能力を有していること。

（８）収入、支出の積算が妥当であり，管理計画との整合性が図られていること。

（９）経費の節減に取り組む内容で経費を積算していること。

（10）事故防止、個人情報保護対策等の体制が確立されており、適切に処理されていること。

11.候補者選定結果の通知

選定結果は、申請書類を提出した応募者全員に、文書にて通知します。

また、選定結果及び決定した候補者については村のホームページにて公表するものとします。

12.指定管理者の決定

選定された団体については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を更別村議会に提案し、議決後に指定管理者として指定します。指定にあたっては、指定団体に文書で通知するとともに告示します。

13.協定の締結

指定管理者の議決後に業務協定を締結します。

14.その他

（１）申請に係る費用は、応募者の負担とし、提出された書類は返却しません。
（２）申請の撤回及び申請書類の修正は、軽微な修正を除き原則として認められません。
（３）必要に応じて、申請者から提出書類の内容について、聴き取り調査を行います。
（４）申請書類及び選定結果については、公表する場合があります。

15.配布資料

（１）申請に係る様式
（２）更別村公園設置条例
（３）更別村公園設置条例施行規則
（４）更別村ふるさと館管理条例
（５）更別村ふるさと館管理条例施行規則
（６）更別村ふるさとプラザ指定管理業務仕様書
（７）更別村ふるさとプラザ全体図
（８）更別村ふるさとプラザ施設平面図
（９）令和５年度～令和７年度の決算額、令和８年度予算額、令和９年度からの増加経費予算額（参考）
（10）貸与備品一覧

16.問合せ先

〒０８９－１５９５　河西郡更別村字更別南１線９３番地
更別村総務課（財政契約係）＜更別村役場２階＞
電　話：０１５５－５２－２１１１
ＦＡＸ：０１５５－５２－２８１２
メール：soumu@sarabetsu.jp